

01 保守点検

Maintenance

消防用設備保守点検

消防用設備等はいついかなる火災が発生しても確実に機能を発揮するものでなければなりません。適切な作動を果たす為にあるのが「消防用設備点検」です。消防用設備等を設置することが消防法で義務づけられている防火対象物の関係者（所有者・管理者・占有者）は、その設置された消防用設備等を定期的に点検し、その結果を消防長、または消防署長に報告する義務があります。

火災はいつどんな時に発生するかわかりません。日常的に使用されないため忘れがちですが、“経年劣化や不具合により被害が拡大した”ということを避けるためにも、1年に2回の定期点検が必要です。



防火対象物定期点検

一定の防火対象物の管理について権限を有する者は、防火対象物点検資格者に防火管理上必要な業務等について点検させ、その結果を消防庁（消防本部を置かない市長村においては、市町村長）又は消防署長に報告する事が義務づけられています。



連結送水管耐圧試験・消防用ホース耐圧性能試験

耐圧性能試験とは、消防法の改正（平成14年7月1日施行）により、連結送水管、屋内消火栓、屋外消火栓等のホース、配管について耐圧試験が義務付けられました。

実際にはほとんど使用する事がない連結送水管、屋内消火栓等の設備は年月が経つと劣化し、いざという時の消火活動に支障が出る場合があります。



インターホン設備のリニューアル

インターホンの更新時期は約15年が目安です。

- 訪問者を録画したい。
- 消防法に絡んだインターホン。
- 訪問者をカラー映像で確認したい。
- 資産価値の低下が心配なのでインターホンをリニューアルしたい。

など、お客様の様々なお悩み・ご要望にお答えします。

インターホンの見直しで、マンションの防犯性能・快適性能がアップでき、資産価値の維持向上からも、ぜひリニューアルをお勧めいたします。

02 設計・施工

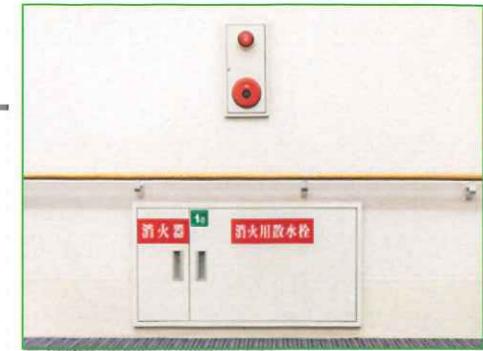
Design and Construction

消防用設備設計・施工

消防用設備の設計・施工から改修工事まで、お客様のご要望にお応えします。

安全・安心を守る為の消防用設備は多岐にわたり、一つ一つが消防法に適合していかなければなりません。消防法に基づき設置が義務づけられた建物の設計・施工や改修工事は、昭和53年創業の経験とノウハウで対応します。

消防関連への手続き・報告や設置後の保守点検まで一貫したサービスを行っております。



消防用設備のリニューアル

自動火災報知設備などの機能・性能の維持には、経時的な限界があります。特に製造から15年以上経つ設備機器については、補修部品の供給が困難になり、誤報も発生しやすくなります。

古くなった感知器が誤って発砲すると非常ベルが鳴動してしまい住人・利用者・近隣等に迷惑をかけてしまう恐れもありますので、早めの交換を推奨します。



消防用設備改修の重要性

建物には多くの改修必要項目がありますが、なかでも消防用設備の改修工事はとても重要です。万が一火災が発生した際、全ての消防用設備が正常に作動し、避難器具などが使える状態にならないと被害が拡大する可能性があります。

大切な財産・人命を守る為に消防用設備の改修工事は優先的な実施が必要です。



住宅用火災警報機

一般社団法人日本火災報知器工業会も10年での取替えを推奨しています。

古くなると電子部品の寿命や電池切れで火災を感じないおそれがあります。万が一に備えて早めの取替えをおすすめします！

電池切れや故障している住宅用火災警報器を使用し続けると、いざ火災が発生した場合に正常に作動せず、火災の発見が遅れて大切な家族の命や財産を失う可能性があります。

03 その他業務

Other Business

インターホン設備のリニューアル

インターホンの更新時期は約15年が目安です。

- 訪問者を録画したい。
- 消防法に絡んだインターホン。
- 訪問者をカラー映像で確認したい。
- 資産価値の低下が心配なのでインターホンをリニューアルしたい。

など、お客様の様々なお悩み・ご要望にお答えします。

インターホンの見直しで、マンションの防犯性能・快適性能がアップでき、資産価値の維持向上からも、ぜひリニューアルをお勧めいたします。

会社概要

商 号	営業品目
永和防災株式会社	・消防用設備点検 ・防火対象物定期点検 ・防災管理点検 ・防火設備点検 ・自家発負荷試験 ・セキュリティシステム ・消防用設備 設計施工 ・インターホン設備 他
設立年月日	昭和53年4月22日
従業員数	13名(令和2年3月現在)
役 員	代表取締役 野岳 雄一 取締役 君島 和男 取締役 加藤 和宏 監査役 君島 年子
建設業社許可番号	かながわ信用金庫 横浜信用金庫 横浜銀行 りそな銀行
神奈川県知事許可(般-29) 第28899号 消防施設工事業、電気工事業、電気通信工事業	

沿革

昭和53年 4月	有限会社永和防災の商号の下に資本金200万円にて神奈川県横浜市金沢区釜利谷町において自動火災報知設備の工事を主業として創立
平成元年 4月	神奈川県横浜市金沢区に事務所移設(現事務所)
平成 2年 2月	商号を永和防災株式会社とする
平成 4年 6月	資本金1,000万円に増資
平成25年 1月	消防施設工事業に加え、電気工事業、電気通信工事業の建設業許可取得
平成25年 9月	役員一部変更
平成29年 8月	役員一部変更
令和元年10月	役員一部変更



[本社]

〒236-0044 神奈川県 横浜市金沢区高舟台1-14-14
Tel. 045-783-6496 Fax. 045-783-6498



[ビアレ横浜出張所]

〒236-0005 神奈川県横浜市金沢区並木 2-3-1
ビアレ横浜内 2F

